

山口県教育委員会教職員等公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教職員等からの公益通報に関し必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、教職員の規範意識を高めることにより、適法かつ公正な県教育行政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「教職員」とは、山口県教育委員会の教育長及び委員並びに教育庁及び学校その他の教育機関に所属する教職員をいう。

2 この要綱において、「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 教職員

(2) 前号に掲げる者であった者（退職後1年以内）

(3) 県が事業等を委託し、又は請け負わせている事業者等において当該事業等に従事する役員又は労働者

(4) 前号に掲げる者であった者（退任後又は退職後1年以内）

3 この要綱において「公益通報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 教職員等が、教職員の職務遂行に係る行為が法令（条例、規則を含む。）に違反する行為又はそのおそれがあると思料する場合に、当該行為を次条第1項各号に掲げる通報窓口に対して通報すること。

(2) 教職員等が、教職員の行為が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第36条に違反する行為又はそのおそれがあると思料する場合に、当該行為を次条第1項各号に掲げる通報窓口に対して通報すること。

(3) 一定の公職にある者等から不当な働きかけ等を受けた場合に、不当な働きかけ等を受けた教職員又は当該働きかけ等を知り得た教職員等が、当該内容を次条第1項各号に掲げる通報窓口に対して通報すること。

4 この要綱において「一定の公職にある者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 国会議員

(2) 地方公共団体の議会の議員

(3) 地方公共団体の長、副知事、副市町村長並びに教育委員会の教育長及び委員

(4) (1) から (3) までの者の元職、秘書、親族、代理人及び (1) から (3) までの者を支援する政治団体の役員等

(5) 業界団体等各種団体の役員等

(6) 山口県職員（県費負担教職員を含む。以下同じ。）及び山口県職員であった者

5 この要綱において「不当な働きかけ等」とは、公正な職務の執行又は県民の県教育行政に対する信頼を損なう行為（不作為により公正な職務の執行又は県民の県教育行政に対する信頼を損なう場合も含む。）を教職員に要望等する行為であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 事業採択、請負その他契約（契約内容の決定、入札手続等を含む。）又は許認可等の処分（以下「処分等」という。）に関し、特定の者等のために有利又は不利な取扱いを求める行為

(2) 処分等に係る事務の公正を害する行為

- (3) 教職員の採用、昇任、転任等について人事の公正を害する行為
 - (4) その他法令等に違反する行為を求める行為
 - (5) 要求に応じることができない旨の回答を受けているにもかかわらず、正当な理由なく執拗に要求し続ける行為
- 6 この要綱において「要望等」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
- (1) 公式又は公開の場で行われたもの
 - (2) 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
 - (3) 各機関の意思決定に基づき作成された意見書、要望書等
 - (4) 法令等により認められた権利の行使等
- 7 第5項の「公正な職務の執行又は県民の県教育行政に対する信頼を損なう行為を教職員に要望等する行為」には、当該職務を担当する教職員に公正な職務の執行又は県民の県教育行政に対する信頼を損なう行為をさせるために指示等をするものを当該職員以外の教職員に要望等する行為を含むものとする。
- 8 この要綱において「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。
- 9 この要綱において「公益通報対応業務従事者」とは、公益通報に関する調査等の対応を行う者をいう。ただし、当該公益通報が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する公益通報に該当する場合にあっては、同法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者をいう。

（公益通報窓口）

第3条 公益通報を受理するための公益通報窓口として、次に掲げる者を置く。

- (1) 内部窓口
 - (2) 外部窓口
- 2 内部窓口及び外部窓口は、公益通報対応業務従事者として指定される。
- 3 内部窓口は、教育政策課、教職員課及び義務教育課（以下「人事担当課」という。）の課長とし、人事担当課の副課長並びに教育政策課総務管理班、教職員課人事班及び義務教育課地域支援・人事班に所属する職員を公益通報対応業務従事者として指定する。
- 4 教育長は、公益通報に関する調査等の対応を適正かつ効率的に実施するため、必要に応じ、前項の職員以外の職員を公益通報対応業務従事者として指定するものとする。この場合において、公益通報対応業務従事者としての指定は、書面により行い、通知するものとする。
- 5 外部窓口は、公益通報について、公平で中立な立場で適切に職務を遂行することができる者のうちから知事が委託した者とする。
- 6 外部窓口は、職務を執行するに当たり、内部窓口に対して、必要に応じ、助言を行い、又は意見を述べることができる。

（公益通報対応業務従事者の責務等）

第4条 公益通報対応業務従事者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

- 2 公益通報対応業務従事者は、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

(通報の方法)

第5条 公益通報は、別紙様式により、封書又は電子メールにより、内部窓口又は外部窓口に対して行うものとする。

(公益通報者の責務)

第6条 公益通報をしようとする者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報してはならない。

2 公益通報をしようとする者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければならない。

3 公益通報者は、当該通報に係る調査に協力しなければならない。

(公益通報の受理)

第7条 通報を受けた窓口は、その内容を聴取する等により、当該公益通報の趣旨の確認に努めなければならない。

2 外部窓口は、受け付けた公益通報について、氏名その他の当該公益通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して、内部窓口に報告するものとする。ただし、公益通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときは、この限りでない。

(調査の実施)

第8条 内部窓口は、公益通報を直接又は外部窓口を通じて受けた場合において、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査を開始するものとする。この場合において、当該公益通報が対象とする行為が教育長その他幹部職員に係るものであるときは、その調査方法等について、予め外部窓口の指示を受けなければならない。

2 公益通報に関して調査の対象となった機関に所属する教職員は、当該調査に対し協力するとともに、当該公益通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

3 内部窓口は、公益通報が不当なものであると認めて調査を行わないときは、公益通報者に対してその理由を説明するものとする。この場合において、外部窓口が受け付けた公益通報については、外部窓口を介して説明するものとする。

(調査結果の通知等)

第9条 内部窓口は、調査結果について、教育長に報告するものとする。

2 内部窓口は、調査結果について、公益通報者が通知を望んでいない場合を除き、公益通報者に通知するものとする。この場合において、外部窓口が受理した公益通報については、外部窓口を介して公益通報者に通知するものとする。

3 外部窓口は、前項後段に基づく調査結果の通知を受けたときは、必要に応じ、調査結果について助言を行い、又は、意見を述べることができる。

(改善措置)

第10条 教育長は、前条第1項の規定に基づく調査結果の報告を受けたときは、必要に応じ、是正措置、再発防止策等の改善措置を講じるものとする。

(改善措置等の通知)

第11条 教育長は、前条の規定に基づく改善措置を講じたときは、公益通報者が通知を望んでいない場合を除き、速やかに公益通報者に対し、その旨を通知するものとする。
この場合において、外部窓口が受理した公益通報については、外部窓口を介して公益通報者に通知するものとする。

(改善措置等に対する外部窓口の助言及び意見)

第12条 外部窓口は、前条の規定に基づき通知された改善措置等について、必要に応じ、教育長に助言を行い、又は意見を述べることができる。
2 教育長は、前項の助言等を受けたときは、当該助言等を踏まえ、改善措置等の再検討を行うものとする。

(公表)

第13条 教育長は、公益通報について、毎年度の件数を公表するとともに、必要があると認めるときは、公益通報の内容等を公表するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第14条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

(不利益な取扱いに関する申出)

第15条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、内部窓口又は外部窓口はその旨を申し出ることができる。ただし、地方公務員法に基づく処分については、この限りでない。
2 前項の規定に基づく申出に係る手続等については、第5条から第12条までの規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。